

令和2年 第4回臨時会

屋久島町議会議録

令和2年5月1日 開会

令和2年5月1日 閉会

令和2年
第4回臨時会

屋久島町議会議録

屋久島町議会

令和2年第4回屋久島町議会臨時会会期日程

自5月1日・至5月1日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程
5月	1日	金	本会議	○開	会

令和2年第4回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和2年5月1日

令和2年第4回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月1日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第4 承認第2号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第5 承認第3号 屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第6 承認第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第7 承認第5号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第8 承認第6号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第9 承認第7号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第10 承認第8号 屋久島町商工業安定資金貸付条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第11 承認第9号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第12 議案第56号 屋久島町給水条例の一部改正について
- 日程第13 議案第57号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第58号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第59号 屋久島町商工業安定資金貸付条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第60号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 同意第2号 屋久島町副町長の選任について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	渡邊千護君	6番	石田尾茂樹君
7番	榎光徳君	9番	日高好作君
10番	下野次雄君	11番	岩川俊広君
12番	寺田猛君	13番	大角利成君
14番	高橋義友君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	会計課長 兼会計管理者 政策推進課長	上釜裕一君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	三角謙二君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高邦義君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	塚田賢次君
建設課長	日高一成君	電気課長	鶴田洋治君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	内田康法君
教育振興課長	計屋正人君		日高孝之君

△ 開 議 午前10時03分

○議長（高橋義友君）

ただいまから令和2年第4回屋久島町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、榎光徳君より、3月26日に逝去されました、故眞邊有次前議員に対する追悼演説の申し出がありましたので、これを許可します。そのあとに黙祷を行います。

まず、榎光徳君による追悼演説をお願いします。

○7番（榎 光徳君）

故眞邊有次前議員に対し、議会を代表して弔辞を述べさせていただきます。

去る3月26日に故眞邊有次前議員は急逝されました。心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、謹んで哀悼の誠を捧げます。

あなたは、平成21年10月、屋久島町が合併して初めて行われた屋久島町議会議員選挙に初当選以来、10年6カ月もの長きにわたり町議会議員を務め、この間、産業厚生常任委員長や議会運営委員長などの要職を担い、屋久島町の発展に寄与されました。

思い起こせば、昨年8月頃、鹿児島県の病院で手術をするとのことで、出発前に、すぐ退院してくるから大丈夫だよ、大したことはないよと笑顔で話していた姿が目から離れず、まさかこんなに早く逝ってしまうとは本当に残念でなりません。

あなたが、ふるさと屋久島町の発展のために御尽力された功績は多大なものがあり、また地元、志戸子地区を始め、ふるさとへの愛情も人一倍強いものがあったように思っております。

67歳という年齢はまだまだ若く、志半ばでこの世を去られたあなたとあなたの御家族の心情を思えば、無念であつたらうとお察しいたし、私ども同僚議員一同、痛恨の極みであります。

あとに残る私たちは、あなたの想いを大切に、屋久島町発展のために全力で取り組んでまいり所存であります。

どうか遠くからお守りください。そして安らかにお休みください。

まだまだ語り尽くせない思い出はたくさんありますが、最後に、生前の眞邊有次議員を忍び、御冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和2年5月1日、屋久島町議会議員一同。

○議長（高橋義友君）

続いて、黙祷を行います。全員の御起立をお願いします。

○議会事務局長（日高孝之君）

黙祷。

[黙祷]

○議会事務局長（日高孝之君）

黙祷終わります。

○議長（高橋義友君）

ありがとうございました。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、岩川俊広君、12番、寺田猛君を指名いたします。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 承認第1号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について

△ 日程第4 承認第2号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について

△ 日程第5 承認第3号 屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

△ 日程第6 承認第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

- △ 日程第7 承認第5号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第8 承認第6号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第9 承認第7号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第10 承認第8号 屋久島町商工業安定資金貸付条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- △ 日程第11 承認第9号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について

○議長（高橋義友君）

日程第3、承認第1号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてから、日程第11、承認第9号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認についてまでの9件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和2年第4回屋久島町議会臨時会に提案をしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認案9件、条例案4件、補正予算案1件、同意案1件の計15件であります。

それでは、議事日程に従いまして、承認第1号から承認第9号について御説明いたします。

まず、承認第1号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、歳出予算において過年度における地域支援事業交付金の返還に係る増額を積立金の減額にて調整する補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の

専決処分事項報告承認につきましては、歳出予算において過年度における介護給付費負担金の返還に係る増額を積立金の減額にて調整する補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、令和2年度の課税において屋久島町税条例等の一部を早急に改正する必要性が生じたため、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、事務処理上早急に改正する必要性が生じたため、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認につきましては、町債への同意等額が決定されたこと、地方交付税等、各種交付金等の確定並びに国県支出金等の一部変更があったことから予算措置をいたしました。

歳出におきまして、ふるさと納税に係る返礼品を含む手数料、だいすき基金積立金経費のほか、財政調整基金への積み立てなどを行い予算調整をしております。

歳入歳出それぞれ400万6,000円を追加し、予算の総額を112億3,825万8,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う減額を保険給付費で調整し、歳入歳出それぞれ1億1,321万2,000円を減額し、予算の総額を18億717万7,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第7号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認につきましては、国庫支出金、支払基金交付金等の確定に伴う増額を基金積立金などで調整し、歳入歳出それぞれ507万6,000円を追加し、予算の総額を14億8,400万5,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第8号、屋久島町商工業安定資金貸付条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行する中、屋久島への団体旅行、インバウンド観光はキャンセルが相次ぎ、町の基幹産業である観光関連業者、特に

宿泊業、飲食業を中心に売上げが前年比で大きく減少している事業者が増加しており、中小・小規模事業者の支援を行うために所要の改正をする必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、屋久島町商工業安定資金貸付条例の一部を早急に改正する必要が生じたため、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めます。

次に、承認第9号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認につきましては、欠員に伴い執行される町議会議員補欠選挙及び新型コロナウイルス影響により資金繰りの厳しい事業者を支援するための商工業安定資金貸付金について予算措置をいたしました。

財源調整として繰入方式にて予算調整をしております。

歳入歳出それぞれ1,840万8,000円を追加し、予算の総額を99億6,340万8,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、承認第1号から承認第9号までの9件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○13番（大角利成君）

2点ほどお尋ねをいたします。

承認まず第2号ですが、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算、3月の24日に引き続き、25日に専決処分がなされておりますけれども、単に償還金額の計上誤りによるものなのか、別に何か理由があったのか、お尋ねをいたします。

それから承認第5号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

13ページの民生費国庫補助金、社会福祉費補助金ですが、プレミアム付商品券事業の実績についてお尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

お答えいたします。

確認ですが、第5号補正でよかったですか。（「6号」と発言する者あり）6号ですか。

この償還金につきましては、平成30年度分の介護給付費の負担金の財政調整交付分の確定により、基金積立金から組み替えて計上しております。

確定金額に償還金額が不足していたため、10万円の補正を行っております。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

プレミアム付商品券に係る御質問ですが、実績といたしまして、最終的に2,759万4,000円の御利用がございました。パーセントとしまして36%の方々に利用していただきまして、5万5,188枚が500円券ですが、これが御利用されたということです。

以上です。

○13番（大角利成君）

承認第2号の補正予算（第6号）の件ですが、私が聞いているのは、24日付で専決処分をし、さらに翌日に専決処分をしているので24日の専決処分時の折の金額の捉え方に違いがあったのかということを知っているところですか。

多分、そうじゃないかなと思ったんですが、念のために確認でお尋ねしたところです。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

そのとおりでございます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第1号から承認第9号までの9件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

承認第1号から承認第9号までの9件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から承認第9号までの9件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、日程第3、承認第1号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第4、承認第2号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第5、承認第3号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第6、承認第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認をすることに決定しました。

次に、日程第7、承認第5号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第8、承認第6号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第6号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第9、承認第7号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第7号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第10、承認第8号、屋久島町商工業安定資金貸付条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第8号、屋久島町商工業安定資金貸付条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第11、承認第9号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第9号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

△ 日程第12 議案第56号 屋久島町給水条例の一部改正について

△ 日程第13 議案第57号 屋久島町電気事業供給条例の一部改

正について

- △ 日程第14 議案第58号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について
- △ 日程第15 議案第59号 屋久島町商工業安定資金貸付条例の特例に関する条例の制定について
- △ 日程第16 議案第60号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋義友君）

日程第12、議案第56号、屋久島町給水条例の一部改正についてから、日程第16、議案第60号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）についてまでの5件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第56号から議案第60号について御説明をいたします。

まず、議案第56号、屋久島町給水条例の一部改正につきましては、災害その他やむを得ない理由により、納入期限までに水道料金等を納入することができないと認めた場合について、納入期限を延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第57号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正につきましては、災害その他やむを得ない理由により、納入期限までに電気料金を納入することができないと認めた場合について、納入期限を延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第58号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定につきましては、このたびの航空券の差額精算の問題について深くお詫びを申し上げますとともに、出張旅費の不適切な利用等の責任に鑑み、政治的責任をとるべく、給料を100%、6カ月間減額するための条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第59号、屋久島町商工業安定資金貸付条例の特例に関する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行する中、屋久島への団体旅行、インバウンド観光はキャンセルが相次ぎ、町の基幹産業である観光関連業者、特に宿泊業、飲食業を中心に売り上げが前年比で大きく減少し、資金繰りに苦慮している事業者が増加している屋久島町の経済状況を鑑み、中小・小規模事業者に対し、より強力な支援を行う必要があることから、屋久島町独自の貸付制度である商工業安定資金に特別措置を講ずるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第60号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス対策に係るものであり、歳出予算の主なもの、総務費では緊急臨

時雇用5名分、地域社会貢献活動助成、特別定額給付に係る経費などを、民生費では子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る経費を、衛生費では新型感染症防護対策に係る経費を、農林水産費では園内果実等除去業務委託に係る経費を、商工費では商工業振興資金利子補給事業補助、商工業安定資金貸付に係る経費を、土木費では町道等維持管理業務委託に係る経費を、教育費では図書カード配布、給食費補助に係る経費などを計上いたしました。

財源としましては、国庫補助金、財政調整基金繰入金などを充当し、歳入歳出それぞれ13億3,836万9,000円を追加し、予算の総額を113億177万7,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第56号から議案第60号までの5件に対して、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（石田尾茂樹君）

関連も含めてお尋ねしたいと思います。

議案第56号、屋久島町給水条例の一部を改正についてと議案第57号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正で、簡単に言うと猶予しますと言っているんですが、その猶予の期間というのは、結局1年なのか。もし、これがコロナの関係で国も緊急事態宣言を延ばすようなことを言っています。

そうしたときに、猶予の期間がどれぐらいなのか考えているかということと、それと、一般会計の補正予算で、熊毛のほかの市町村より屋久島町は、より具体的に色々な対策を組んでおります。そのことについては敬意を表したいと思います。

ただ、心配されるのは、今、これだけ収入が落ち込んでいると、観光関連全てのところなんです、やはり固定資産税については、一般の家庭よりも民宿、ホテル、事業を営んでいるところはかなりの金額になっています。

国は、固定資産税も減免なり免除すると、令和3年です。30%から50%落ち込んだものについては半分ですね。50%以上については全額を免除するというふうな方向で言っています。

検討されるかどうか、ちょっと、私、今、ここで分かりませんが、そういう固定資産についての猶予対策をどう考えているかということ、すみません、長くなって申しわけないですが、今回、国が10万円の個人向けに緊急対策費を配布するということにつきまして、我が町もやはり金額は色々あるんでしょうけど、仮に1万円なりを早急に町民向けに緊急対策費として1人1万円というようなことができないのか。

静岡の富士宮市でしたか、4月10日に、4万8,000人に、1人、一律給付をすると、1万円給付をするというようなことを早くやっています。

そこについてもやはり、富士山の裾野、富士の関連の観光業が落ち込んでいるということで、いち早く即効性のあることで、財調を取り崩してやると言っていますので、そういうものに対して我が町もできないのかということを知りたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（矢野和好君）

まず、1点目の水道料金、電気料金につきまして、どれぐらいの猶予を見ているかという御質問にお答えをいたします。

今のところ、当初につきましては、令和2年3月以降の料金から適応したいというふうに考えております。納入期限をおおむね1カ月間延長したいというふうに、当初では考えております。

今ありましたが、議員からもありましたとおり、非常事態宣言も延長されるのではないということもありますので、国の動向等を見ながら、また、この感染症の状況を見ながら、今後、柔軟に対応できるようにしていきたいというふうに思っております。

○町民課長（日高邦義君）

石田尾議員の質問にお答えします。税関係につきましては、地方税法の一部を改正する法律案、これが先月の27日から審議をされまして、昨日、承認をされまして公布をしております。

内容としましては、まず、徴収の猶予制度の特例ということで設けております。

内容につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、平成2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対しまして、無担保かつ延滞金なし、そして、1年間の徴収の猶予をできる特例が設けられたところでありまして、1年間ということですが、内容等によりましては最大2年ということも聞いております。

それから、固定資産税の関係でございますけれども、これにつきましては、大変厳しい経営環境にあります中小の事業者等、こちらに対しましては、令和3年度課税の1年分に限りまして、償却資産それから事業用の家屋の固定資産税の軽減措置を設けることにしております。

具体的な内容につきましては、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高、前年の同期と比べまして30%から50%未満減少しているものにつきましては、課税標準の2分の1を軽減すると、そして、50%以上減少しているものにつきましては、課税は

なしと、ゼロということになります。

それから、固定資産税の軽減に関連しまして、当然、この措置を行うことに伴いまして減収をいたします。この減収分につきましては、国のほうで全額補填をするということでもあります。本町においても、これまで何件かの相談を受けております。

この法律の公布を受けまして、今後、随時対処をしてみたいと思っております。

それと、先月に、実はこの法律案の段階で、町民の事業者等に向けまして、ホームページ等でお知らせという形でも、今、私のほうが申し上げた内容を周知をしております。

以上でございます。

○政策推進課長（三角謙二君）

石田尾議員の1万円の上乗せの件についてありますが、お手元に、議案書と一緒に「特別定額給付金1人10万円の支給が始まります」というのと、裏面に「屋久島町独自の新型コロナ対策を始めます、約7,700万円」という形の資料をお配りしていると思いますが、町としましては、これまで定額給付金の10万円を早急に支給できるような形で、今、準備を進めてきているところであります。

その中で同時並行しまして、町単独で実施できる雇用対策、町単独でできる経済対策・消費対策、町民生活困窮者向けの対策、個人事業主、商店、観光関連産業向けの対策、その他思いつく対策という形で、職員間と意見を協議しながらさまざまな取り組みについて約100項目提案がありました。

その中で、今すぐできるもの、予算を伴うもの、タイミングを見ながら2弾、3弾としていくものというふうなことで振り分けを、今現在しております。

その中で定額給付金につきましては、本町も5月の末までには、第1弾として10万円が支給できるんじゃないかという判断に立ちましたので、その中で、今、裏面でお示ししています、約7,700万円の予算が第1弾として、町で取り組めるべき物という形で今回予算の計上をさせておまして、また、今後、状況を見極めながら第2弾、第3弾という形で取り組んでいければと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○6番（石田尾茂樹君）

電気、水道等の猶予ですけど、柔軟に対応するというところで、含みのある言葉だったんですが、これから行くとかかなり厳しいのかなと思っておりますので、ぜひ、実行に当たっては、しっかり行なっていただきたいと思っています。

町民課長のお話は十分理解できましたので、ぜひともそういうことで町民に周知をしてやっていただきたいと思いますが、政策推進課長から、今、第2弾で色々のこと考えているということなんですけど、町長、やるんでしょうか、やらないんでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

恐らく緊急事態宣言は4日に延長される。少なくとも今月いっぱいはやるだろうと、そこで終わればいいですけども、まだ、それよりさらにやるようです。

ただ、緊急事態宣言が解けても、これがもう収束をするわけではありませんので、これは息の長い戦いだというふうに思っている。ですから、今、国が10万円を。そして、今、政策推進課長が申し上げたように、第1弾としてこんだけのものをやると。

そして、次に、やはり経済対策、あるいは島民のことを思うと、それは現金がいいのか、それとも屋久島だけで使える、例えば商品券、全てあらゆるところで使えるような商品券にして、1万円を各家庭に渡すのか、1人1万円をですね。だから、そういう内容も含めて、何が有効で、一番するのか。

恐らく、これは第2弾、第3弾を打っていくということになると思うんで、それを職員と、今、言われたように100から近い色んな項目を吸い上げて、今、みんなで知恵を出してやろうということでありますので、そういうことを前向きにやっていくというふうに、いつやるかはあれですけども、時期を見て、ぜひ、そういう方向で行きたいと思えます。

○議長（高橋義友君）

ほかにありませんか。

○9番（日高好作君）

56号、57号関連しますが、今、10カ月程度の延長ということだったと思いますが、当然、もう収入がないわけです。延長して、ちゃんと収入の見込みがあれば、それは払えるわけですけど、現状もうほとんど収入のない人に限っては、県内でも基本料金の免除とかそういったことも打ち出している町もありましたが、本当に収入のない家庭、世帯についての改善策としては、そういうこともぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、その辺について伺います。

それと、色んな雇用対策として第1弾ということで挙げてまいりましたが、教育長にちょっとお伺いいたします。

テレビ等で大学、高校とか退学をもう視野に入れている人が、視野にどうか検討せざるを得ない、アルバイトもない、収入が断たれてこのまま行くと、もう退学も頭に入れているという方が4割近い報道がなされておりますが、本町においても奨学資金制度があって、島外は、今、月2万円でしたですか。それを、例えば半年間においては増額する。5万円とか緊急のそういうことで学校に今までどおりに通えるような、そういうような環境づくりというのが必要ではないかなというふうに思うわけです。

帰省すらできない状況なわけです。生活に困っても、とにかく帰省も控えてくださいというような国の申し入れといいますか、そういう環境の中で非常に学生がもう困窮し

ている状態があると思いますので、ぜひ、そういう声にも応えるように検討していただきたいと思いますが、その辺について伺います。

それから、県の飲食店の自粛において非常に皆さん協力的といいますかやむなくという部分もあると思うわけです。県のほうでも色々支援金とか出すあれですけど、とてもじゃないですけど維持管理費といいますか、それには満たないわけです。

例えば弁当業者とか飲食店のあれでは、阿久根市とかがデリバリーの庁舎でのそういう販売も非常に、もう先手、先手でやっておりますが、やはり、職員組合なりそういうことも協議して、日数何十個とかそういうふうな取り組みで、もしかしてやっているのかもわかりませんが、そういう対応も必要ではないかと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（矢野和好君）

まず、1点目につきまして回答いたします。

今回、一部、給水条例の一部改正をお願いをしますのが、納入期限を延長するという項目がありませんでしたので、今回、上程をさせていただいたところです。

料金の軽減または免除というものは、給水条例におきまして規定をしておりますので、その場合、また協議はありますが、できるということになっておりますので、こういう状況が長く続いた場合、また、収入のない方がいらっしゃるということが当然出てまいりますので、その点につきましても十分に、柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

また、支払いができるようになりましたら、当然、分納という形もとっていきたいというふうに思っておりますので、その点も含めまして柔軟に考えていきたいというふうに思います。

まずは、そういう事例がございましたら、担当課の方にまずは相談をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○教育長（塩川文博君）

先程の奨学金の件についてお答えいたします。

やはり、現在、学生さん大変困っていらっしゃる方もいらっしゃる状況を鑑みまして、増額も含めて奨学金を少し支援という形で見直すことは取り組んでまいりたいと思っております。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

確かに、飲食店の休業というのは、私も、昨日、色々回って見たんですけども、ほ

とんど休業中で、しかし、テイクアウトをしている飲食店もありまして、3月の後半から4月にかけて役場内でもそういったのを利用しようということで、各職員全員に呼びかけをしております。

それぞれ、各課、課を飛び越えてそういったテイクアウトの注文等を積極的に取り組んでおりますので、これは、町職員だけじゃなくて色々、県の職員もいますので、そういう公的な機関にも今後呼びかけていきたいというふうに考えております。

○9番（日高好作君）

大体わかりました。その点は了解しましたが、雇用対策ということで、きょうも第1弾ということで私も理解いたしますが、やっぱり、予算の組み立てとといいますか、そういうものを早急に検討していただいて、第2弾、第3弾ということで、この3カ月から半年の間が非常に厳しい状況が続くのかなというふうに想定されるわけですので、やはり早急に、そういったものを組み立てていただきたいということを要望いたします。

終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

議案第57号の屋久島町電気事業供給条例の一部改正について。こちらは、町が配電している区域に限られるかと思うんですが、そのほかの九州電力、安房電気利用組合、農協線、そちらの会社のほうと納入期限の延期を協議されたかどうかということをお伺いしたいのと。

あと、続けて、議案第58号屋久島町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について。こちらは、給与のほうはどういう位置づけになるのかということと。

続きまして、商工業安定資金貸付条例の特例に関する条例の制定について。議案第59号、こちらは、連帯保証人の特例のところ、「貸付額が50万円を超える場合は、2人立てなければならない」とされています。特例の部分じゃない貸付の制度に関しては、連帯保証人1人に先程されていますけど、これ、2人にされている根拠というのをお示しくください。

続きまして、議案第60号、一般会計の補正予算について。歳出の6ページから行きます。

企画費、地域社会貢献活動助成金、こちらは、屋久島町独自の新型コロナ対策の7,700万円の中の、政策推進課、マスクをつくられた団体に1団体当たり30万円を上限に活動を支援する助成金を支給しますというのの600万円だと思うんですが、こちらのマスクの支給に関して、老人クラブが1,500枚ほど町に寄附をされています、4月に。その1,500枚がどこに配布されて、今、実際町内で足りない状態なのかということと、

病院にも、どうも差し上げたみたいなんです、医療現場では使えないということがあって使われていないそうなんです。

これ以上、町内で布のマスクが必要なのかということはどうやってはかったのかというのと、あと、マスクに関して色々議論がありまして、世の中で。布マスクの中には、時折体に有害な成分を含んでいる染料や漂白剤、増白剤、抗菌剤や消臭剤を使用したものが存在しますと。そういう生地を選定がうまくできるのかなと公共に配っていいもの、皆さんに、不特定多数のところ配っていい布マスクを助成金を使って配布することの責任というはとれるのかどうかという検討をされているのかということをお伺いしたいのと。

7ページの商工費2,000万円と利子の無償化の500万円、こちらの今現在の貸し付けの実績と、これは上限が100万円になっていますから、20事業所しか利用できないと思いますが、これ、もしすぐに申し込みがいっぱいになったときに、また追加で貸し付けをされるのかどうかという計画は立っているのか。

あと、8ページの教育費、教育費の中で給食費補助金です。この町の独自のコロナ対策の計画の中に、給食費の免除が4月から5月分が709万円とされています。これの内訳を教えてください。

そして、この7,700万円の支出をして新型コロナ対策を始めますという文書が配られていますけど、この中には、屋久島町が呼びかけた来島自粛要請に対する観光業等への補償というのが一切盛り込まれていないと思うんです。貸し付けはあるんですが、実際に給付という点で1円もついてないというのが、今後、そういう給付に関してお考えがあるかどうか。

そこは、やっぱり観光業の関連の方は休業を余儀なくされて、休業されていて、いつか補償あるんだろうと、町からの補償があるんだろうとって待っています。

あと最後に、光通信の工事が、家庭への引き込みの工事が延期になっていますが、こちらに関して、通信インフラが整備されない色々な支障がありますよということは町民から、役場にも恐らくたくさん電話来ているかと思うんですが、こちらの工事の見込みを教えてください。どこまで延長するのかなどを含めて、よろしくお願いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して順次答弁を求めます。

○電気課長（内田康法君）

ただいまの眞邊議員の他の事業者と協議をしたかということではありますが、九州電力さんは、既にもう3月25日から受け付けを開始して、令和2年の3月、4月、5月分の電気料金の支払いを1カ月延長するというのを決定しております。

ただし、各市町村の社会福祉協議会が窓口となっている緊急小口資金、それから、総

合支援資金の貸し付けを受けているお客様という、受けているお客様に限るということ
でうたっております。

あと、もし受けていない方であっても、各配電事業所に連絡をしてくださいとのこと
であります。

あと、農協さん、安房電気利用組合さんとは電話で話をしました。役場と足並みをそ
ろえていく方向で検討はしたいということでしたけども、理事会等に諮ってやらなけれ
ばならない案件でありますので、そのような方がいたら電話で直接連絡してくださいと
のことです。

以上です。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

2点目の御質問でございます、町長の100%減額につきましては、町長との給与等に
関する条例第2条第1号に規定しております、給料月額のみでございます。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

商工費の貸し付けにつきましては、現行では50万円という金額でやっております。こ
れに対しまして2名の保証人というのはなかなか厳しいという御意見がありまして、そ
れを1名に変更いたしました。これは、専決で御承認いただいた分です。

50万円を超えて100万円までの金額になると、やはり額が大きいので保証人はやはり
2人はつけて貸し付けをするということで、この部分については2名のままで保証人
を立ててもらおうというふうにしております。

それから、今までは、現行当初予算では、北部が5名、南部が5名ということで申し
込みが大体それに近い形で実績がありました。ただ、この状況になりまして、かなり飲
食店を中心に経営が厳しいということで、とりあえず北部を10名、それから南部を10名
ということで金額を増額をしてあります。

あと、町の単独の貸し付け以外にも、融資の制度がありまして、それもホームページ
で紹介をして、各金融機関のほうにも、こういう形で、町が認めて書類を持って行けば
相談に行きますということで、金融機関それから商工会とも連携を密にして、この前も
会議を行いまして、そういう業者さんに対してしっかりとサポートしていけるようにと
いうことで取り組んでおります。

以上です。

○政策推進課長（三角謙二君）

眞邊議員の御質問の部分の、まず、制度についてでございます。

マスクについては、後もって福祉の担当からその老人クラブの部分については御説明
いたします。その一般のマスクにつきましては、健康長寿課のほうが各病院施設等の聞

き取りをしまして、うちのほうで町外の方でマスクを寄附をしていただける方がいまして、この方から2万枚寄附をいただいております。

そちらのほうにつきましては、健康長寿課を通じて各施設に全てもう配布が済んでいるところで、当面の間は、今のところ足りるんじゃないかというような報告を受けているところです。

それで、このチラシのほうにあります各団体の活動に対する支援の中のこの部分なんですが、本日の予算が通過後に、屋久島町地域社会貢献活動助成金交付金という要綱を制定するように、今、準備をしております。この中の趣旨が、町内産業における生産または事業活動が著しく減退した場合において、その原因である感染症の感染拡大防止を図ることを目的として、町内の事業所や団体が実施する町民の生命及び健康の保持に資する公益性の高い活動に対して助成金を交付するという形で考えているところです。

今、分かりやすくこのパンフレットの方では、マスクに限定して書いてありますが、そういう無償配布を目的とするマスクの制作に必要な材料費、それに係る人件費、一つは、これも雇用対策という形で、内職等のようなイメージも持っております、そういう部分にも1事業30万円を限度に支給したいと思っています。

そのほかに、地域感染拡大防止に資すると町長が認める事業という形で、そういう生命及び健康の保持に資する事業の申請の提案があった場合に、それが有効というふうに判断した場合には、そういう事業にも交付できるような形で、今、要綱の整備を進めているところであります。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

先程のマスクの件につきまして、老人クラブの連合会より寄附がありました件で御説明申し上げます。

約1,500枚のマスクが手づくり、それから一般のマスク合わせて寄附をいただきました。それを4月の6日だったと思います。整理をいたしまして、幼稚園、それから認定こども園、保育所、それから小学校までの全子供に配布を。

それから、それを含む先生方に若干あわせて寄附をさせていただいたということでございます。

以上です。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

政策推進課長のマスクの件について補足をさせていただきます。

屋久島町としまして、3月の19日に、町に備蓄していましたマスク1,000枚を介護福祉施設5カ所に、まず配布しております。

次に、3月25日に、町に1万枚の寄贈がありましたので、その分につきましては、医

療、介護、福祉及び保育の施設の36カ所に配布しております。これは、電話で確認をしまして、不足分を補う形で配布をしております。

次に、4月の22日であります。また1万枚の寄贈がありましたので、これにつきましても、医療、介護、福祉施設21カ所に、マスクの今の状況を確認しながら配布をしたところではあります。

それと、屋久島センバスさんからもマスクの寄贈がありましたが、自分達で配りたいということだったので、教育の機関と医療機関に、それぞれ屋久島センバスから配布があったということでもあります。

以上です。

○教育振興課長（計屋正人君）

最後に、給食費の積算の内容でございますが、今回、町内の小中学生全員分の保護者負担分を免除とするような形で予算計上をいたしました。小学生が当初予算で補助額の増額がありましたが、それを除いた保護者負担分3,150円掛ける717名分、中学生が3,900円掛ける331名分掛けるの二月ということで709万9,000円を計上をいたしてございます。

以上でございます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

光ファイバーケーブル等の敷設が終わりまして、宅内の配線の要望につきましても、おっしゃるとおり町民からの要望がございます。ただ、4月に入ってNTTのほうから工事に入りたいという申し出があった時に、緊急事態宣言も発令されておりますし、その発令期間中については遠慮いただきたいという話をいたしました。

NTTとしてもそれを受けて、一応、5月6日までは、工事についてはやらないという回答を得ています。また、近くなりますので5月6日以降の検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

給食費は、休校の期間がわりともう長くなってきているので、全額709万9,000円で追っているようですが、食材を仕入れる必要がない部分に関しては、この計算の中には入らないと思うので、恐らく、行く行く減額するのかなとは思っているんですけども、その認識でよろしいのか、あと、教育費の中に110万円組まれているものが、こちらに書いてある図書カードの配布だと思うんです。

この図書カードの配布について、保護者から意見を聞いたんですけども、図書カードは、非常に現実的ではないと。今、ネットでも書籍を読めるので、そういうことに使

いたいから現金支給とか、例えば島内で使える商品券を支給してもらったほうが学用品全体に使えるということで非常に助かりますという意見が結構あります。だから、図書カード改め商品券とか、そういうものにしていただいた方が現実的なのかなと思います。

光通信のことにに関してなんですけれども、5月6日までと。恐らく緊急事態宣言の延長を受けて、NTTさんも難色を示すと思うんです、島内に入ってこられるのを。で、工事も、当然、延期になるかと思うんですけれども、島内の中で、島内で家に引き込みができる技術を持たれている方が恐らく数名いらっしゃるかと思うんです。そういう方を雇用して少しずつでも進めていくという計画はないのか、その点、お伺いしたいんですが。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○教育振興課長（計屋正人君）

はい、給食費に関しましても今後の状況を見て、恐らく5月分がどうなるかといったところが、今、色々、推移を見守る必要があるのですが、そのまま、それ以降にずらしていくということも柔軟に考えたいと思ってございます。

あと、図書カードにつきましては、対象がこれまでの本町のものが保護者さんに対してのものが多ございます。そうでなくて、子供たちに何か夢じゃないですけども、与えることができるもの何だろうかと考えたときに、図書カードがいいんじゃないかというような考えに基づきまして、これも小中学生全員に1,000円になりますが、図書カードの配布をという考えでございます。

以上でございます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

島内で技術を持っている方を雇用して推進できないのかという話につきましては、そういう話があるということにつきましては、NTTにつないで協議をしていきたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

図書カードに関して、都市部で少し歩いた所に本屋さんがあるならわかるんですけど、実際、島内で本を買うというのが、電子書籍で読まれる方も非常に多くて、ネットで買われる方が非常に多いんです。やっぱり、買うのをどうされているのかっていうのを意識されてきちんと計画されたほうがいいかなと思います。

光通信の工事に関しては、延びれば延びるほど色々な点で不都合があると思います。こういう状況下なので本当にどうしようもないんですが、できることを少しずつ進めていただけたらなと。それが行く行くオンライン授業とか、そういうものに結びついていくので、このコロナがいつ収束するかわからない中で、オンライン授業を導入している

自治体の教育現場とかなりの格差ができています。不安に思っている保護者もたくさんいらっしゃるので、少しずつでも導入されたらいいんじゃないかなと思っているので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○13番（大角利成君）

一般会計の補正予算の（第2号）で1点だけお伺いいたします。

資料の7ページでございます。

土木費の道路維持費の中で3,337万円の委託料が計上されておりますが、内容について教えていただければと思います。

それから、これまで同僚議員から新型コロナ対策に関する質疑等がございましたが、昨今の情勢ですと、町長も冒頭に触れましたように緊急事態宣言の延長というのは、もう見え隠れしております。

多分そうなるんだろうと思いますが、そうなりますという、今後、色んな面でさらなる影響が出てくると思います。例えば余り発言にも出ておりませんが、今後は、農業あるいは水産業に対してもさらなる影響が出てくると思いますので、町独自の第2弾を検討するに当たり、ぜひともそういうところも含めて検討していただきたいなど、このように思います。これは要望です。

補正予算の内容について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

ただいまの大角議員の質問に対して答弁します。

3,337万円の内訳なんですが、「町道等」と書いてあります。町道と観光施設の一部をやります。町道等が全延長で47.8キロメートル、面積が14.3ヘクタール、観光施設が面積で2ヘクタールです。

場所については、栗生から一湊までの主な町道、農道、林道を考えております。委託先につきましては、町内の建設業者に委託を考えております。そこで、今、そのウィルス感染で失業をされた方々などの募集を建設課で行いまして、約30名程度雇用ができればなと思っています。期間は、6月、7月の2カ月間を、今、計画しております。

大まかですが、以上です。

○13番（大角利成君）

確認です。町道の栗生から一湊までの延長約47.8キロの維持管理を建設業界に委託を

するんですか。委託をするんだけど、その雇用は町がするんですか。そこを確認です。

○建設課長（日高一成君）

委託は、町内の建設業者に行いまして、雇用は、その建設業者にお願いをする予定であります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩山鶴美君）

新型コロナ対策の約7,700万円の第1回目の予算に関しては、大変こと細かく出していただいてありがたいと思っております。しかしその中でも、やはり同僚議員から出ましたけれども、私も、教育振興課の図書カードの配布の110万円、これは、本当に使い道が限られているんじゃないかということで、もう一度考えていただいて、精査していただきたいというふうに思います。

あと、各団体の活動に対する支援に関しても、私、このマスクしていますが、色んな人が、やっぱりちょっとでもお小遣いになればということで、つくってそれを売っている。しっかりと消毒して、しっかりと売っている方たちもたくさんいらっしゃいます。

各事業者から、各会社から、今はマスクの配布、寄贈等もあると思います。そういうことを色々と考えて、このことももう一度精査していただければありがたいと思います。できるのであれば、この600万円、それから、図書カードのこの110万円は、やはり現金給付のほうに回すとか、第2弾、第3弾でそういうことも踏まえてしていただきたい。これは要望です。

もう一つ、町長にお聞きしたいのは、その裏の特別定額給付金、国からの10万円のお知らせがありますけれども、この内容のところに「役場窓口において申請」というのがあって、その下に、「5月の12日から6月5日までは、フォーラム棟で特設会場を設けます」というふうに書いているんですが、町民は色んなことで不安を抱えています。

役場の窓口のところに、やはりコロナの相談窓口っていうのを看板を掲げていただいて、色んな人たちの悩みを聞くところを設けていただきたいなという希望があります。それができるのであれば、早速ここに打ち出していただきたいなと思うんですが、町長どうでしょうか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

ただいまの窓口の件であります。今のところ、5月12日から6月5日まで、フォーラム棟で特設会場を設けようと思っております。ただ、町の制度、国の制度の中で、町

が事務する部分と、そのまま商工会に行っていただく部分とか色々あるんで、その部分について、今、担当の割り振りを精査しております。

そこについては、相談窓口も同時に設置しまして、昨日のうちにもう横断幕というか準備をもう始めておりまして、6月5日まで、今のところ今日の予算が通りましたら、6月5日まで、土日も含めて担当を設置して、土日に対応するような形で、今、協議を進めているところであります。

○3番（岩山鶴美君）

今、進行されているということで大変安堵しました。やはり住民はどうしたらいいんだろうということ、どこに相談したらいいんだろうということが多々あると思いますので、やはり行政が率先して相談窓口をつくってやるということは大事なことだと思いますので、それはよろしくをお願いします。

ということは、臨時雇用対策の課ごとに対しては、やはり町民から電話が来たら、もう建設課に回したり、それから産業振興課に回したりという流れになるということですか。そこで一括してではないですね。

○議長（高橋義友君）

質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

町道等の維持管理の委託の募集については、建設課で行います。防災無線と町のホームページに、この予算成立後に出す予定であります。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

すみません。例えば総務費の一般管理費の中で、会計年度任用職員の5名の採用、あるいは、民生費の中でもそういう会計年度任用職員の雇用が色々記載されておりますので、それぞれ所管のほうで対応することになるかと思えます。

そういう周知についても十分配慮しながら、連絡がスムーズに行くようには対応していきたいというふうには考えております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（渡邊千護君）

今、同僚議員が色々な質問をしていただきまして同感であります。

この屋久島町独自の対策についても本当にやっぱり、こうやって打ち出させていただくとすごく助かります。第1弾、第2弾、第3弾と打っていただきたいなと思うんですが、先程からも同僚議員がずっと言っているように、ちょっと観光に対しての、やっぱり屋久島の場合、観光に携わる住民の方が大体7割ぐらいいます。その人に対しての、どうしてもちょっと支援弱いのかなと、つくづくこれを見て思いました。

隣の種子島の西之表のほうも、観光に携わる業者に対して10万円の協力金をもう決めたと、支給するように決めたとのことですが、町として、その方向はどのように考えているのかお聞きしたいんですが。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

観光の部門、宿泊業も含めて、ガイド業も含めて、今、第1弾、今するもの、で2弾ですもの、3弾ですものという中で、今、整理しまして、観光業等については、もう少し状況を見ながらと思っている部分があります。

国の政策の中でもG o T oという形の中でもう打ち出されている部分があるんですが、そのの上乗せの制度だったりを含めて、今、6項目ぐらい案はあるんですが、その分については、現時点で予算化するものではないんじゃないかという意見がありまして、6月補正なのか、その状況を見ながら予算化を計上していきたいというふうに考えているところです。

○5番（渡邊千護君）

そうですね、国がG o T oのやつを出していますけども、あれ、かなり批判浴びていまして、今の現状のじゃなくて、先のことを打ち出している場合じゃないと、今日もかなりもめていました。今、ちょうど5月のゴールデンウィークの繁忙期で、今、入っている収入をあてにして支払いをみんな組んでいるわけです。今、金がなくて家賃が払えないとかいう人もたくさん出てきています。

そこを、もう6月の補正、予算とか、その議会でなくて、今、大至急にやってほしいと、もう第2次で早く打ち出してほしいなと私は思っていますが、どうでしょう。今、要望としてです、それはです。

○町長（荒木耕治君）

そういう要望は、各界、各層、今、ガイドとか関連産業だけではなくて飲食店もそうですし、居酒屋もそうですし、たくさんあります。ですから、そういうものを少し精査をしなければ、どこまでやって、どこまでを救うのかというのはありますから、軽々にそういうものやれないというのは、少し時間をいただきたいというのはあります。

それともう一つは、これ、いつ終わるかわからない。例えば2弾、3弾で終わればいいですけど、それでも終わらない可能性があるわけです。ですから、県や国に、特に国に、まだ手厚くやるべきだということをやはり首長も言っていこうと。

それと、この緊急事態宣言を、国は一括で今度も全部をやると言っていますけれども、やはり、今もう発症数も色々差があります。ですから、一遍にこれ解くんじゃなくて、部分的に解くのも一つの方法だろう。少ないところも、一緒に我慢をするのかと。

経済もそうですけれども、今度は心の問題だというふうに思っております。この窮屈な、みんな、今、我慢をしますけれども、これが続くと、そういう経済だけじゃなくて心の問題も出てくるんだろうなというふうに、私は個人的に思っております。

今、全国離島として、離島はそういう面では、部分的に、例えば子供、学校を一律にやはり登校をさせないというよりか、もう、そういう入れるものは入れないけれども、島内の人たちの中では、学校とかそういうものは開けていって、そうでないと、子供たちはストレスとそういうもので、もうだめになる。それは、勉強もそうですけれども、勉強よりかもまず心身をきちんとさせておくというのが、私は基本じゃないのかというふうに思っております。そういうことも含めて、今、県とか国にも要望もやっていきたいと思えます。

ですから、私どもは、町は町としてやれることをどこまで町がやるのか、全て県や国に頼れるわけじゃありませんから、町でやるべきこと、やらなければいけないことをきちっと見定めて、そして、早急に打つべき手は打っていかうと、そういうふうに私も思っておりますし、職員一同にも、そういう気持ちでこの難局を乗り越えていくようにということとは指示をしているところです。

○5番（渡邊千護君）

町長が言ったとおり国も一生懸命やっています。国が国がじゃなくて、町が大至急施策を打って、もうやっていていただきたいと思うのが一番です。観光業は、やっぱり屋久島観光に携わることがすごく多いので。だから、もう早く早急に手を打っていただきたいと思えます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（下野次雄君）

要望といいますか、町長も、先日、メッセージとして防災無線でこのコロナ対策について発言をされておりますけれども、3日前でしたか、数人から電話をいただきまして、その時には、もう総務課長を介して非常に苦勞させていただいたんですけれども、この連休に団体客が押しかけてくるという情報を得ましたと、事実関係はどうなんでしょうと。この時期に何で団体がここに来るのというのを3人の町民からお尋ねがありましたので、総務課長を介して担当課長も含めて連絡を取りながらお願いしたところでございますけれども、その結果、入っていないという結論に達したわけですけれども。

町長に私がお願いしたいことは、経済支援もさることながら町民に対してやっぱり心のケアといいますか、安心も、私は大事だろうというふうに思っていますので、そこら辺も含めて、また、町長なり担当課のほうで防災無線で流すなりしていただければというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃるとおり、色んなうわさといえますか、デマといえますか、そういうものも、私も直接「コロナが出たんですか」という、もう病院に入院をして隔離をされているという話を、私も直接、私が知らないから出てないでしょうという話は、それは、笑い事じゃないんですけど、そういうことにならないように、私どもは、水際で一生懸命やっているわけです。

ですから、そういう根も葉もないところが、そういう話ってのは早いですから、すぐ町中に伝わっていきます。ですから、もうそういうことは私もそうですけれども、職員もそうです。また、議員の皆さんもそういうものはその場で打ち消していただきたいと、そういう情報はきちっとやはり議員の皆さんにもお知らせをしていかなければいけないというのがありますので、やはり、そういうことは、これからゴールの見えない戦いですから、やはり精神的に疲れないようにやっぱりそういうことは、今、議員が言われるようなことはこれからも、このウイルスが、要はワクチンが出来上がるまでは恐らくそういうことをやっていかなければいけないんだらうなというふうに、今、肝に銘じてやっているところでございます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第56号から議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第56号から議案第60号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第60号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第56号、屋久島町給水条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、屋久島町給水条例の一部改正についてを採決します。

お諮ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

反対の立場で討論します。

記者会見の際にも、これ、お伺いしていましたが、町長の給料100%、6カ月も減給しなければならないという、その背景が余りにもやっぱりひどすぎるので、町長のお給料が月に70万円以上もあるのは、やっぱりそれなりの責任を負っているからなんです。

それを、100%削減しなければいけないという状況を背負っている中で、やはり首長としていかなるものかと思えます。で、賞与はそのまま支給されるということ、予測

どおりでしたけど。

こういう状況下にありながら、減給6カ月、100%で済むと思ったら、私はそうじゃないと思っています。なので、この案には反対します。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○6番（石田尾茂樹君）

ここ、提案理由に書いています。これは、まさしくそうだろうと思っています。

給料78万円ぐらいもらっていて6カ月で済むのかと。同僚議員はやめろと言っているんでしょう、多分そういうことだろうと思っていますが、公選で選ばれた町長が、みずから持してやるということについては賛成したいと思います。

普通、一般的に給料差し押さえとかそういうものと全然違いますが、ゼロということはありません。逆に言うと生活をするわけですから、賞与を払うということについては、私はそのことについては言及はいたしません。

ただ、やっぱり色々なことがあって記者会見も開きました。泥船だとか、資質がないとか、泥酔しきった船長と、そういうことも発言をされています。やはり議員としての発言は重さがあると思っています。やはり言葉は色々あるでしょうけれども、そこら辺は、しっかり議員としての立場ということを考えてときに、町長を批判するのは自由ですけれども、言葉は慎んでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○5番（渡邊千護君）

この提案理由の中で、「出張旅費の不適切な利用等の責任に鑑み、政治責任をとるべく町長の給料を100%、6カ月間減額するため」と書いてありますけれども、町長の責任をとるべく6カ月間、100%減額としていますけれども、やっぱり町民のこういうふうな混乱を招いた責任はかなり重いと私は思っております。

よって、減額で済むような問題ではないと私は思いますので、この案には反対です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、議案第58号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、屋久島町商工業安定資金貸付条例の特例に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、屋久島町商工業安定資金貸付条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 同意第2号 屋久島町副町長の選任について

○議長（高橋義友君）

日程第17、同意第2号、屋久島町副町長の選任についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、同意第2号につきまして御説明いたします。

同意第2号、屋久島町副町長の選任につきましては、平成24年5月より2期8年にわたり屋久島町副町長を務めた岩川浩一氏が、令和2年4月30日をもって任期満了により退任いたしました。

これまでの氏の御尽力に対し、心より感謝を申し上げる次第であります。

後任といたしまして、日高 豊氏を副町長として選任したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第2号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから同意第2号、屋久島町副町長の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号、屋久島町副町長の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回屋久島町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時46分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員

